

決算引き上げ分に係る地方消費税交付金の使途の状況

平成 26 年 4 月から消費税率が引き上げられ、引上げ分の地方消費税収入については、社会保障 4 経費（年金、医療、介護、少子化対策）その他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

播磨町における令和 7 年度決算の使途の状況は、次のとおりです。

(1) 引き上げ分の地方消費税交付金 4 8 9 , 0 5 0 千円

(2) 使途の状況

1. 社会福祉 2 4 3 , 6 5 7 千円
(障害者福祉、児童福祉などに係る経費に充当)

2. 社会保険 2 2 6 , 3 8 6 千円
(国民健康保険、介護保険事業などに係る経費に充当)

3. 保健衛生 1 9 , 0 0 8 千円
(障害者医療、母子保健などに係る経費に充当)

計 4 8 9 , 0 5 0 千円